

## 1. 事業者

法人名称	社会福祉法人 大川医仁会
法人所在地	福岡県大川市大字北古賀 559 番地 1
電話番号	0944-86-4780
代表者職・氏名	理事長 足達 剛
法人設立年月日	平成 12 年 4 月

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の所在地当

事業所の名称	あおぎり荘在宅介護サービスセンター
事業所の種類	指定通所介護事業 日常生活支援総合事業・通所型サービス（第1号通所事業）
介護保険事業所番号	福岡県第 4072500160 号（平成 12 年 4 月 1 日指定）
事業所の所在地	福岡県大川市大字北古賀 559 番地 3
電話・FAX 番号	TEL：0944-86-7300 FAX：0944-86-7313
通常の実施地域	大川市・柳川市・久留米市・筑後市・三潴郡大木町 佐賀市・神埼市・三養基郡みやき町

### (2) 事業所の目的及び運営の方針

事業の目的	当通所介護事業は、介護保険法令に従い、ご契約者様（ご利用者様）が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者様に通所介護サービスを提供します。
運営方針	<b>【テーマ】</b> ～あおぎり荘は高齢者福祉サービスの拠点を目指します～ ・ご利用者様の視点に立った生活の実現への取り組み ・サービス提供者の質の向上に力点を置き、指針を明確に定め、地域福祉ニーズに応えられる基盤整備の推進  <b>【基本方針】</b> ～楽しく・笑顔で・豊かに～ ・介護保険制度に対する取組の充実 ・法人役職員の資質の向上 ・安全対策の完全実施

### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	08:30 ~ 17:30
サービス提供時間	08:30 ~ 20:00
利用定員	50人

### (4) 事業所の職員体制

管理者氏名	前野 義章
-------	-------

職種	職務内容	人員
管理者	従業者及び業務の管理を一元的に行います。 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1名（兼務）
生活相談員	ご利用者様の状態や意向等を定期的に把握した上で、目標や具体的なサービスの内容等を記載した「通所介護計画」を作成します。	3名 （常勤兼務2名） （非常勤兼務1名）
介護員	通所介護計画に基づき、必要な介護サービスを提供します。	16名 （常勤6名） （非常勤4名） （常勤兼務3名） （非常勤兼務3名）
看護職員	ご利用者様の心身の健康管理、口腔衛生と機能訓練のチェック及び指導を行います。	5名 （常勤兼務1名） （非常勤兼務4名）
機能訓練指導員	ご利用者様の身体機能向上の為、機能訓練計画の作成及び機能訓練の指導を行います。	2名（常勤）

## 3. 提供するサービスの内容及び費用について

### (1) サービスの内容

通所介護計画書の作成	ご利用者様の意向や心身の状況、環境等の聴き取りを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。
入浴	入浴の提供及び介助が必要な方に対して、入浴の介助や清拭、洗髪などを行います。

食 事	栄養士の立てる献立による食事の提供及び介助が必要なご利用者様に対して介助を行います。 又、必要に応じて刻み食や流動食等の提供を行います。
排 泄	介助が必要なご利用者様に対して、排泄の介助、おむつ交換を行うと共に、排泄の自立について適切な援助を行います。
更 衣	介助が必要なご利用者様に対して、上着・下着等の更衣の介助を行います。
移動・移乗	介助が必要なご利用者様に対して、室内外の移動、車椅子等への移乗の介助を行います。
服 薬	介助が必要なご利用者様に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
日常生活動作訓練	ご利用者様の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
レクリエーション	ご利用者様の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
個別機能訓練	必要に応じ、機能訓練指導員が個別に専門的知識に基づく機能低下を防止する為などの訓練を行います。
送 迎	ご利用者様のご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。送迎の時間はご要望に添えるように配慮致します。
相談・助言	日常生活上に介護等に関する相談及び助言を行います。
健康チェック	体温・血圧測定、体重測定等を行い、健康状態の把握に努めます。
趣味・創作活動	趣味・趣向に応じた創作活動等の場の提供を行います。

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について別紙「サービスご利用料金表」をご参照ください。

(3) 介護保険適用とならないサービスについて

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者様の負担となります。

① 食事代

提供する食事に係る費用となります。1食650円（延長利用時、夕食代も同様）

② レクリエーション・趣味活動費

ご利用者様の希望により、レクリエーションや趣味活動に参加していただくことができます。その際に係る費用について徴収させていただきます。

③ おむつ代

おむつをご使用の場合は、複数枚ご持参ください。お忘れの際など不測の事態が発生し使用された場合は、それにかかる費用を徴収させていただきます。

おむつ代 1枚100円    パット代 1枚50円

④ 複写物の交付

ご利用者様は、希望があればいつでもサービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を希望される場合は実費を徴収させていただきます。 1枚10円

(4) ご利用料金等の請求及び支払方法について

ご利用料金・その他の費用の請求方法等	利用料利用者負担額及び、その他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日以降にご利用者様又は、ご家族様あてにお届け又は郵送いたします。
お支払い方法等	お支払いは下記のいずれかをご選択いただきます。 (ア) 利用者指定口座からの自動引落 ※ 大川信用金庫、ゆうちょ銀行、J A福岡大城のいずれかとなります。 (イ) 事業者指定口座への振り込み ※ ご希望される場合は、担当者にお問合せ下さい。 (ウ) 現金支払い  お支払いを確認しましたら、支払方法の如何によらず、領収書をお渡しいたしますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります)

(5) ご利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、ご利用者様のご都合により、当事業のサービスのご利用を中止又は変更することができます。この場合は、電話又はサービスご利用時に口頭にて事業者へお申し出ください。
- ② サービスの追加、変更の申し出に対して、サービスの実施状況によりご希望される日にちに沿えない場合がございます。その場合は、他のご利用可能日時をご利用者様へ提示させていただきます、協議致します。

## 5. サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。住所などに変更があった場合は速やかに当事業所へお知らせください。
- (2) 要介護（要支援）認定を受けていない場合は、ご利用者様の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。又、必要と認められるときは、要介護（要支援）認定の更新の申請が、遅くともご利用者様が受けている要介護（要支援）認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) ご利用者様に係る事業者が作成する「通所介護サービス計画（ケアプラン）」に基づき、ご利用者様及びご家族の意向を踏まえて、指定通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「(介護予防) 訪問介護計画」を作成します。尚、作成した「通所介護サービス計画」は、ご利用者様又はご家族様にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービスの提供は「通所介護サービス計画」に基づいて行います。尚、「通所介護サービス計画」は、ご利用者様等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

## 6. 緊急時の対応について

ご利用者様の主治医又は、事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従い適切な対応にあたります。又、速やかに管理者へ報告すると共に、ご利用者様のご家族、緊急連絡先、当該ご利用者様に係る居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等へ連絡を行い、必要に応じて警察・消防署等へ協力を依頼し、状況に応じて保険者に連絡します。尚、ご利用者様の主治医及び緊急連絡先に関しては、担当の介護支援専門員と連絡を取るものとします。

## 7. 心身の状況の把握

介護サービスの提供にあたっては、介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 8. 衛生管理等

すべての従業者は定期的に健康診断を行い、健康管理、清潔の保持に努めます。又、事業所の設備及び備品等を清潔にし、衛生管理に留意します。  
事業所において、感染症が発生し、蔓延しないように十分に留意します。

## 9. 非常災害対策

火災通報装置、消火器等の防火設備を整備し、非常災害に関する具体的な計画を立てています。又、消防機関との連携を密にして、避難救助及び消火に関する訓練を適宜実施しています。

## 10. 事故発生時の対応方法

事業者が提供するサービス中に事故が発生した場合は、市町、ご家族、緊急連絡先、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等に連絡を行い、必要な措置を講じます。

- ① 事故報告書にて職員への周知を行い、事故の原因を解明し、事故防止マニュアルの見直しや研修会等を開催するなど、事故の再発防止に努めます。
- ② 事故の状況及びとった対応について記録し、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。
- ③ 必要に応じて保険者、県等の指導・助言を仰ぎます。

## 10. 秘密の保持と個人情報の保護について

### (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）は、サービス提供をする上で、知り得た利用者及びその家族の情報を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

又、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。事業者は従業者に業務上知り得たご利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

### (2) 個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者様の個人情報を用いません。又、ご利用者様のご家族の個人情報についても、同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者様の家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 11. 苦情の受付について

### (1) あおぎり荘における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けています。

#### 【苦情受付窓口】

前野 義章（管理者） 0944-86-7300

#### 【受付時間】

8：30～17：30

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

<u>大川市健康課介護保険係</u> 〒831-0016 福岡県大川市酒見 256-1	電話 0944-85-5522 FAX 0944-86-8485
<u>福岡県介護保険広域連合</u> 〒832-0828 福岡県柳川市三橋町正行 431	電話 0944-75-6321 FAX 0944-75-6306
<u>久留米市健康福祉部介護保険課</u> 〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15-3	電話 0942-30-9205 FAX 0942-36-6845
<u>筑後市高齢者支援課介護保険係</u> 〒833-0031 福岡県筑後市大字山ノ井 898	電話 0942-53-4115 FAX 0942-53-4119
<u>佐賀中部広域連合</u> 〒840-0826 佐賀県佐賀市白山二丁目 1-12 (佐賀商工ビル5階)	電話 0952-40-1111 FAX 0952-40-1165
<u>鳥栖地区広域市町村圏組合</u> 〒841-0037 佐賀県鳥栖市本町 3丁目 1494-1	電話 0942-81-3315 FAX 0942-81-3316
<u>福岡県国民健康保険団体連合会</u> <u>介護保険相談窓口</u> 〒812-0041 福岡市博多区吉塚本町 13-47	電話 092-642-7859 FAX 092-642-7857
<u>佐賀県国民健康保険団体連合会介護保険係</u> 〒840-0832 佐賀県佐賀市堀川町 1-5	電話 0952-26-1477 FAX 0952-26-6123